平成２５年（フ）第６４０号
福岡市西区今宿東１丁目16番25号
債務者　玉城　竜児（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６４４号
福岡市西区姪の浜１丁目15番９―205号
債務者　伊比勇一郎
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６４６号
福岡市早良区飯倉５丁目18番23―503号
債務者　山田　裕子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６３号
福岡市東区和白４丁目21番17号
債務者　中本惠美子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６９３号
福岡市城南区片江３丁目７番24号
債務者　平田めぐみ（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７０９号
福岡市城南区鳥飼７丁目28番105号
債務者　稲永　晃一
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７１０号
福岡市城南区鳥飼５丁目16番20―303号
債務者　稲永眞理子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７８４号
福岡市西区小戸４丁目16番27号
債務者　札木　愛砂（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７８９号
福岡市早良区城西３丁目11番19―106号
債務者　中坂喜美子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７９１号
福岡市南区寺塚２丁目８番３―145号
債務者　田井　祥平
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８０４号
福岡市早良区内野４丁目10番17号
債務者　重松　静香
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８０５号
福岡市西区生松台２丁目40番14号
債務者　宮本　晴臣
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８０９号
福岡県春日市岡本７丁目41番地コーポ石高Ⅱ201号
債務者　末永　六郎
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８１３号
福岡市東区原田４丁目31番18―801号
債務者　田中　剛
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８２０号
福岡市西区下山門４丁目４番14―105号
債務者　宮本　郁
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８２１号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目11番１号プレジール別府202号
債務者　小島　秀義
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８２６号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石787番地１レオパレスリヴェールＳＵＥ105号
債務者　鬼塚　誠
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８２７号
福岡市中央区平尾３丁目24番31号
債務者　梅木　梨沙（旧姓中村・佐藤）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部